

消費生活だより ～くらしの危険～

通信販売はクーリング・オフできません

Q



インターネット通販で靴を購入した。大きめのサイズを注文したが履いてみると窮屈だった。返品したいとメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との返事だった。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と回答が来た。(60 歳代)

A



- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む 8 日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

10月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃 6 町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/2（水）、16（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ヶ原町	10/9（水）、23（水）	☎43-0070
養老町	10/7（月）、21（月）	☎32-1108
神戸町	10/15（火）、28（月）	☎27-3111
輪之内町	10/3（木）、17（木）	☎68-0185
安八町	10/10（木）、24（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152